

6 事業者団体の活動規制

独占禁止法は、競争の主体である事業者の行為を中心に規制していますが、事業者の集まりである事業者団体の活動についても、事業者とは別に規制しています。同業者を構成員とする事業者団体の活動については、特にカルテルの温床となりやすいので、厳しく監視されています。

公正取引委員会は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法で禁止されているか、また、どのような活動は違反とならないかなどを示した**事業者団体ガイドライン**（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」）を公表（平成7年）しています。

（1）事業者団体とは（2条2項）

事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを目的として設立された2以上の事業者の結合体をいいます。組合、工業会、協会、〇〇会（医師会、弁護士会等）など、さまざまな名称で呼ばれています。法人格があるかどうかは問いません。

（2）事業者団体の禁止行為（8条）

競争を実質的に制限する行為のほか、競争の実質的制限に至らない行為についても、不公正な取引方法を用いさせたり、事業者の数を制限したり、構成事業者の機能又は活動を制限する場合には、独占禁止法違反として規制されます。その点で、事業者団体の行為については、**私的独占や不当な取引制限よりも広範な行為が規制の対象**とされています。

ア 競争を実質的に制限する行為（8条1号）

事業者団体が、団体としての意思決定によって構成員の取引における価格、数量などを制限したり、入札談合を行うことは、違法となります。

構成事業者のすべてが出席する総会で決定したものでなくても、理事会や幹部会、部会、委員会などで決定し、それが構成事業者にとって従うべきものと認識されていれば、事業者団体による意思決定があったとみなされます。

事業者団体による競争の実質的制限は、独占禁止法上悪質な行為とされ、課徴金（構成事業者に対して課せられます）及び刑事罰の対象となっています。

イ 一定の事業分野における事業者の数の制限（8条3号）

事業者団体が、一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限することを違反とするものです。例えば、団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難である場合に、加入を拒否したり、一定地域における店舗数や既存店舗との距離を加入の条件としたり、加入希望者と競合する既存の構成員の承認を加入の条件とすることなどが該当します。

ウ 構成事業者の機能・活動の不当な制限（8条4号）

価格，数量，販売先，広告活動などについて，構成事業者の自由な事業活動を制限する場合には，競争の実質的制限に至らない場合であっても違法となります。

一方，多くの事業者団体が，生産・流通の合理化や消費者利便の向上のための規格の標準化・自主基準の設定を行ったり，環境保全や安全確保といった社会公共的な目的に基づいて品質についての自主規制等を行っています。

このような活動は，多くの場合には独占禁止法上の問題は生じませんが，競争手段を制限し需要者の利益を不当に害する場合，不当に差別的である場合，社会公共的な目的に照らして合理的に必要な範囲を超えた制限を課しているような場合には，独占禁止法上問題となるおそれが生じます。

エ 他の事業者に不公正な取引方法をさせること（8条5号）

事業者団体が，事業者（その団体の構成員でない事業者も含まれます。）に不公正な取引方法に当たる行為をさせることは，違法になります。

例えば，事業者団体のアウトサイダー（非構成員）とは取引しないように，会員事業者にその取引先に圧力を加えさせたり，安売り業者には商品を提供しないよう取引先メーカーに働きかける行為などがあります。